

さいたま市告示第306号

さいたま市岩槻人形博物館受付・監視等業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年2月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市岩槻人形博物館受付・監視等業務
- (2) 履行場所
さいたま市岩槻区本町6-1-1
- (3) 業務概要
入札説明書、仕様書のとおり
- (4) 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目（大分類）「その他の業務」内の営業品目（小分類）「人材派遣業務」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 過去5年（令和2年度～令和6年度）の間に、国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約（屋内展示エリア400㎡以上の面積を有する博物館・美術館の受付・監視等業務）を2回以上誠実に履行したことがある者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市岩槻区本町6-1-1 さいたま市スポーツ文化局文化部岩槻人形博物館
担当 管理係 電話 048(749)0223 FAX 048(749)0225

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p128022.html>

(2) 交付期間

公告の日から令和8年2月27日(金)午後4時まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日
を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」
という。)を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」と
いう。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認
審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

公告の日から令和8年2月27日(金)午後4時まで(休日を除く午前9時から午後4時まで)。
なお、郵送の場合は、同日必着とし、郵送後に電話連絡をすること。

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は書留郵便(簡易書留郵便を含む)による郵送により提出すること。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和8年3月4日(水)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出
た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の

10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月11日（水）午後15時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 西会議棟 第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月11日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局文化部文化振興課

電話 048(829)1226 FAX 048(829)1996

(9) 業務を担当する課

さいたま市岩槻区本町6-1-1 さいたま市スポーツ文化局文化部岩槻人形博物館

電話 048(749)0223 FAX 048(749)0225

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約条項等は、さいたま市スポーツ文化局文化部岩槻人形博物館及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。